

第 3 回 消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ

**EU 消費者法における民事・行政・刑事的執行の位置づけ
および
フランス消費者法におけるその連携**

2018 年 5 月 24 日

カライスコス アントニオス（京都大学）

取引法を中心に、EU 消費者法において民事ルール・行政処分・刑事処分を通じたエンフォースメント（以下、それぞれ「民事的執行」、「行政的執行」、「刑事的執行」という）がどのように位置づけられているのか、および、フランス消費者法においてこれらがどのように連携しているのかを分析する

⇒ フランス法を取り上げる理由は、EU 主要国の中でも、消費者法における民事的執行・行政的執行・刑事的執行が特にバランスよく連携していることにある

1 EU 消費者法における位置づけ

EU 消費者法の執行に関する事項は基本的に加盟国に委ねられている（欧州連合運営条約（Treaty on the Functioning of the European Union, TFEU） 288 条参照）

⇒ 加盟国は、EU 法の執行において民事法、行政法、刑事法をどのように用いるのか選択できる

※ 消費者法の体系および EU 消費者法の国内法化に関する基本的なアプローチの違い

(1) EU 加盟国における異なるアプローチ

⇒ 加盟国によって採られるアプローチが異なる

たとえば、ドイツ、イギリス、フランスにおけるアプローチの主な特徴をみると、

- ・ ドイツ：民事的執行（集団的なものを含む）が中心……刑事的・行政的執行の役割は相対的に小さい
- ・ イギリス：行政的執行＋刑事的執行……民事的執行の役割は相対的に小さかった（近年強化）
- ・ フランス：民事的執行＋行政的執行＋刑事的執行

(2) 効果的な執行の原則（実効性の原則、**principle of effectiveness**）

ア 欧州連合司法裁判所の判決による展開

欧州連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union, CJEU）によって展開された（**Rewe** 事件¹、**Comet** 事件²）

- － 加盟国は、EU 法に基づく権利の執行に関する条件を、救済を実質的に不可能あるいは非常に困難とするような形で構成してはならない（**Rosalba** 事件³）
- ＋ 加盟国は、EU 法に基づく権利の保護を確保するために、十分な救済手段を提供しなければならない

イ EU 第二次法の規定

第二次法：第一次法である基本条約等に基づいて採択される規則や指令等

(7) 不公正契約条項指令 93/13/EEC

⇒ 7条(1)：加盟国は、相当かつ効果的な手段（**adequate and effective means**）を確保しなければならない

※ **Océano Grupo** 事件⁴：裁判所が、契約条項の不公正性について職権で審査する権限をもつことは、指令7条の目的を達成することにも貢献する

→ 裁判所の職権による審査に関するこの考え方は、後の判決によって、他の領域にも拡張された

- ・ 消費者信用指令 87/102/EEC（**Rampion and Godard** 事件⁵）……信用提供者に対する消費者の救済権を国内法化する規定について
- ・ 営業所外契約に関する指令 85/577/EEC（**Martín Martín** 事件⁶）（同指令は、後に消費者権利指令 2011/83/EU に吸収された）……営業所外契約に関する撤回権について負う情報提供義務を事業者が履行しなかった場合について

→ 裁判所の権限のみならず、義務でもある

→ この権限の行使については、期間制限はないものとする（職権による場合と当事者による主張があった場合のいずれについても。**Cofidis** 事件⁷）

(4) 金融サービス通信取引指令 2002/65/EC

⇒ 11条：加盟国は、適切な制裁（**appropriate sanctions**）を確保しなければならない + 制裁は効果的、比例的かつ抑止的（**effective, proportional and dissuasive**）なものでなければならない

¹ Case 33/76

² Case 45/76

³ Case C-261/95

⁴ Case C-240/98

⁵ Case C-429/05

⁶ Case C-227/08

⁷ Case C-473/00

(㉞) 不公正取引方法指令 2005/29/EC

⇒ 11 条：加盟国は、相当かつ効果的な手段 (adequate and effective means) を確保しなければならない

⇒ 13 条：加盟国は、不公正取引方法指令を国内法化する規定に対する違反について罰則を定め、これを実行化しなければならない

※ 10 条：自主行動規準 (定義規定は 2 条(f))

(㉟) 第 1 号会社法指令 68/151/EEC

⇒ 6 条：適切な罰則 (appropriate penalties)

※ Berlusconi 事件⁸：罰則の選択は加盟国の裁量に属する

→ ただし、一定の制約あり

ウ 刑事的執行が必要となる場合

・ 一般的に、民事的執行、行政的執行、刑事的執行のいずれを用いるのかは加盟国の判断に委ねられている

⇒ 例外として、EU は、刑事的執行を求めることができる……環境保護⁹

(3) 消費者保護協力規則 2006/2004/EC の影響

規則 2006/2004/EC：消費者の利益侵害が複数の加盟国に関わるものである場合について、各加盟国の所管当局が共同して対応するための枠組みを規定

⇒ 行政的執行の強化

(4) 最新の展開：消費者のためのニューディール

消費者のためのニューディール (New Deal for Consumers)

⇒ 2018 年 4 月 11 日に欧州委員会によって提案：EU における消費者の権利と執行を強化

※ その一環として、EU 消費者法への違反に対する効果的な制裁を可能とするために、加盟国の消費者当局による制裁を強化 = 行政的執行の強化

※ 集団的被害回復

⁸ Joined Cases C-387/02, C-391/02 and C-403/02

⁹ Case C-440/05

2 フランス消費者法における連携

(1) 総論——フランス消費者法の主な特徴

- ・ 消費者法に関する包括的な立法としての消費法典 (Code de la Consommation) の存在……消費者法の全体像を一覧することが可能
- ・ 民事的執行、行政的執行、刑事的執行の組合せ……複合的な執行→問題の性質に応じて適切な執行方法を用いることが可能
 - ⇒ 消費法典では、制裁に関する規定はそれぞれひとつのまとまりとして配置され、民事・刑事・行政に分けられている→基本的に、行為規範と制裁が分けられている
- ・ 執行についてもひとつの法典に定められていることから、それぞれの執行手段の間の関連性を把握し、バランスを保つことがより容易
(ただし、現時点ではまだ徹底がされていない)

※ 歴史的経緯

※ 2016年の消費法典改正 (再編纂)

(2) 各論——EU指令の国内法化にみる執行の在り方

消費法典の規定を中心に、いくつかの主要な EU 指令の国内法化における執行の在り方 (3つの執行方法の連携) を概観する

ア 不公正契約条項指令 93/13/EEC

(ア) 民事

不公正契約条項は書かれていないものとみなす (L.241-1 条)

(イ) 行政

デクレ (L.212-1 条に定めるもの) に規定する不公正契約条項が契約に含まれる場合は、自然人に対しては 3,000 ユーロ以下、法人に対しては 15,000 ユーロ以下の過料 (L. 241-2 条)

イ 不公正取引方法指令 2005/29/EC

誤認惹起的取引方法、攻撃的取引方法、不招請電話勧誘

(ア) 誤認惹起的取引方法に対する制裁

A 刑事

⇒ 2年の禁固および 300,000 ユーロの罰金 (L.132-2 条)

罰金の額は、違反行為によって得られた利益に比例して、行為の時に判明している直近 3 年間の年間売上高の平均の 10%、または違反行為を構成する広告その他の取引方法のために支出された費用の 50%まで増額可能

⇒ 5年以下の職業制限等 (L.132-3 条。職業制限は、刑法典 131-27 条に従ったもの)

⇒ 有罪判決の内容の公表等 (L. 132-4 条)

等

(イ) 攻撃的取引方法に対する制裁

A 民事

攻撃的取引方法によって締結された契約の（取消的）無効（L. 132-10 条）

B 刑事

⇒ 2年の禁固および 300,000 ユーロの罰金（L. 132-11 条）

罰金の額は、違反行為によって得られた利益に比例して、行為の時に判明している直近3年間の年間売上高の平均の10%まで増額可能

⇒ 5年以下の職業制限等（L. 132-12 条）

(ウ) 不招請電話勧誘に対する制裁

A 行政

⇒ 自然人に対しては 15,000 ユーロ以下、法人に対しては 75,000 ユーロ以下の過料（L. 242-16 条）

ウ 消費者権利指令 2011/83/EU

契約締結前の情報提供義務、営業所外契約、通信取引契約

(ア) 契約締結前の情報提供義務

⇒ 自然人に対しては 3,000 ユーロ以下、法人に対しては 15,000 ユーロ以下の過料（L. 131-1 条）

※ 一部重要な情報（L. 111-7 条、L.111-7-2 条）については、自然人に対しては 75,000 ユーロ以下、法人に対しては 375,000 ユーロ以下の過料（L. 131-4 条）

等

(イ) 営業所外契約および通信取引契約

A 民事

・ 契約書面を交付しなかった場合の営業所外契約の（取消的）無効（L. 242-1 条）、重要な情報を事前に提供しなかった場合の通信取引契約の（取消的）無効（L. 242-2 条）等

・ 事業者が消費者に返金を行わない場合における遅延利息（L. 242-4 条）

B 刑事

・ 契約書面を交付しなかった場合、撤回権を行使するための書式を交付しなかった場合、営業所外契約の締結日から 7 日間が経過する前に支払を受けた場合等につき、事業者に対し 2年の禁固および 150,000 ユーロの罰金（L. 242-5 条以下）

・ 5年以下の職業制限等（L. 242-8 条。職業制限は、刑法典 131-27 条に従ったもの）

等

C 行政

- ・ 情報提供義務違反等について、自然人に対しては 3,000 ユーロ以下、法人に対しては 15,000 ユーロ以下の過料 (L. 242-10 条以下)
- ・ 撤回権に関する違反行為について、自然人に対しては 15,000 ユーロ以下、法人に対しては 75,000 ユーロ以下の過料 (L. 242-13 条)

等

※ 民事的執行における消費者団体の役割

私訴権、違法行為差止訴権、共同参加訴権、代位損害賠償訴権、グループ訴権

※ 行政当局の調査権限、提訴権限等

競争・消費・詐欺防止総局 (DGCCRF) 等の権限を強化する傾向

※ フランス国内における行政的執行および刑事的執行の評価